

議案第 27 号

専決処分の承認を求めるについて

狹山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成 25 年 4 月 23 日提出

狹山市長 仲川幸成

提案理由

地方税法等が改正され、施行期日の関係により、緊急に狹山市国民健康保険税条例を改正する必要が生じ、平成 25 年 3 月 30 日に狹山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

狹山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例別紙のとおり

平成25年3月30日

狹山市長 仲 川 幸 成

狹山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狹山市国民健康保険税条例（昭和29年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「において同じ。」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）」をいう。第3号及び第19条において同じ。」を加え、同条に次の1号を加える。

（3）特定継続世帯 1万500円

第19条第1号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 6,300円

第19条第2号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

（ウ）特定継続世帯 4,200円

第24条第1項中「第2章」の次に「（第8条を除く。）」を、「第3章」の次に「（第14条を除く。）」を加える。

附則第3項中「平成25年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の狹山市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。